

午前10時1分 開会

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第2回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

次に、本臨時会開会に当たり市長からあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成14年第2回泉南市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のために御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今臨時会には、特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定についてと、議会議案並びに議会推薦議案が予定されておりますが、何とぞよろしく願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

議長（角谷英男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番 上山 忠君、11番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日11月13日から11月15日までの3日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日11月13日から11月15日までの3日間と決定いたしました。

次に、日程第3、付託議案第5号 泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について及び日程第4、付託議案第6号 泉南市特別

会計条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました付託議案2件に関し、委員長の報告を求めます。厚生消防常任委員会委員長 堀口武視君。

厚生消防常任委員長（堀口武視君） ただいま議長より報告の旨の許可を得ましたので、去る第3回定例会本会議において議決され、本常任委員会に付託を受け、閉会中の継続審査に付されております付託議案第5号、泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について及び付託議案第6号、泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての2件に関し、一括して審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、皆様方のお手元に御配付いたしております審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査経過の概要につきまして御報告申し上げます。

本常任委員会は、去る11月1日、委員及び関係理事者の出席のもとに開催し、慎重に審査を行いました。

まず初めに、理事者より、前回の10月2日に開催された本常任委員会以降、今日に至るまでのその後の行政努力について説明を求めたのに対し、前回の委員会以降の経過としては、手続として、時効未到来分については、その後、平成14年10月7日付で催告書を10件、お尋ねの文書を6件発送し、その結果としては、催告書発送分10件については特段反応はなく、お尋ねの文書発送分6件については、苦情の電話もありましたが、これらの今後の対応としては、さらに戸別に訪問をした中で、貸付金の回収に努力したいとのことであり、また時効到来分については、健康福祉部が中心となり、人権推進部の協力を得ながら市内在住の方、約150件程度の戸別訪問を実施し、協力をお願いした中で、13件、67万8,000円の納入があり、またこのほかにも現在協議中のものもあり、今後とも貸付金の回収に努力したいとのことでした。

次に、基金の現在高については、平成13年度末保有額で869万5,300円であり、平成14

年9月以降に219万4,400円が納入され、平成14年10月31日現在で合計1,088万9,700円となり、基金の回収率については、今回の納入により13.9%から17.4%に上がったとのことでした。

最後に、行政責任については、まず特別職の職員の処分について、市長と第1助役が管理・監督責任として給料及び調整手当の合計額の10分の1、3カ月の減給処分とし、また収入役については、元福祉部長であった関係上、その当時の責任ということで、これも給料及び調整手当の合計額の10分の1、3カ月の減給処分という形にしたいと考えているところであり、このうち市長の処分については議会の議決が必要なため、この臨時会に上程したいと考えているとのことでした。

また、一般職の職員の処分については、同和更生資金貸付事業において、貸付金の適切な回収を怠ったことにより未収金が発生したことに対し、その責任を明確にするため、現在在職中の者に対し、当時の担当責任として、地方公務員法に照らし平成14年11月1日付で懲戒処分を行ったところであり、その内容については、この事業の所管である健康福祉部に関係した部長級職員3名、次長級職員2名、課長級職員3名の在職者については、いずれも給料及び調整手当の合計額の10分の1、1カ月の減給処分を行い、また次長級職員1名については、戒告及び昇給延伸3カ月の処分を行ったところであるとのことでした。

なお、現在公益法人に派遣中の課長級職員1名については、派遣終了後の平成15年4月1日付で減給10分の1、1カ月の処分を行うとのことでした。

さらに、同和更生資金貸付事業において、貸付金回収に当たり適切な調整を怠ったことに対し、この事業の調整部署である人権推進部に関係した部長級職員3名、次長級職員1名、課長級職員4名の在職者については、同じく平成14年11月1日付で文書による嚴重注意処分を行ったところであるとのことでした。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

この中で、まず初めに、この貸付金の回収についての今後の方向性を示せとの問いに、これにつ

いては、大阪府内の回収率の平均に近づけるように最大の努力をする考えであるとのことでした。

これに対し、本市の目標としては、大阪府内の回収率の平均に近づけるように努力する考えであるようだが、この目標値の設定については非常に難しいと思われるが、また目標達成までの期間としてどの程度の期間を考えているのかとの問いに、この目標については、できるだけ早い時期に達成したいと考えているところであるが、一応期間としては二、三年をめどに考えているとのことでした。

また、これに対し、この目標の達成について二、三年と言われるが、現実としてはかなり厳しいと考えられるが、もし目標年次内で達成できなかった場合、このとき市の対応はどう考えているのか、またその間の議会に対する対応はどう考えているのかとの問いに、まず期間についてはあくまで努力目標であり、大阪府内の回収率の平均、約70%ぐらいであると思われるが、これに近づけるまで鋭意回収に努力したいと考えており、また議会への対応については、何か変化があれば、その都度所管の委員会に報告したいと考えているとのことでした。

これに関連して、大阪府内の回収率の平均に近づけるようにするには、あと約3,000万円程度回収する必要があるが、これについての具体的な回収方法を示せとの問いに、市としては、努力目標を立てそれに向けて鋭意回収に努力しているところであり、今回、市内在住の方に対して戸別訪問を実施し、67万8,000円の回収実績がある中で、今後は対象者を市外の方にも広げ、少しでも多くの貸付金が回収できるように努力したいとのことでした。

これに対して、目標を立てて回収に努力するのはいいことだが、到底達成できないような高い目標を立てるよりも、市として反省をし、市民に対しても率直に謝った中で回収業務を行うべきではないかとの意見がありました。

次に、この同和更生資金の貸付事業において、この事業にかかわった運動団体から、市に対して貸付金の返還責任に対する何らかの意思表示があったのかとの問いに、これについては運動団体に

対話し合いを持ち、その結果、運動団体としても社会的・道義的責任があると認識しており、今後の貸付金の回収にあっては、運動団体としても道義的責任を果たす努力をするということを書類により市長あてに提出されているとのことでした。

次に、この同和更生資金貸付基金条例については、現在機能していないが、仮にこの条例が廃止された場合、残りの貸付金の回収は難しいのではないかとの問いに、これについては、仮にこの条例が廃止されても、残りの貸付金は一般債権として債権化を行い、回収することになるとのことでした。

次に、平成10年3月以降、この貸付金の集金業務を行っていないようであるが、その理由について示せとの問いに、これについては当時の集金人から、これ以上集金ができないという報告があった時点で、担当原課である健康福祉部が督促状や催告書等の送付をし、時効の中断を行うべきであったが、それを怠ったため時効が到来した債権がある中で、原課が適切な事務処理を怠ったということで、課長級以上の在職職員について減給処分等を行ったところであり、また人権推進部については、適切な調整を怠ったということで、課長級以上の在職職員について、文書による厳重注意処分を行ったところであるとのことでした。

以上で本2件に対する質疑を終結し、討論に入りました。

討論の中で、まず市職員による貸付金回収の努力については一定評価するものの、今後二、三年という期間の中で、大阪府内の回収率の平均を目指すという目標については、あくまで努力目標とする市の姿勢があいまいであり、二、三年という短い期間内での目標の達成は、到底困難であると思われるものであり、また責任の一端ということに関しては、運動団体の道義的責任が明らかになったが、今後もさらに地区や地元の協力を得て回収に努めると言われているが、このことがかえって回収を困難にする危険性もあり、それといまだに運動団体と今回の貸付金の滞納問題との関係での責任など解明が不十分であり、この問題の終結には反対するとの討論がありました。

片や、貸付金の回収に係るこれまでの経過等に

については十分な説明がされており、その中で市としても、時効到来分についての回収に係る事務手続及びその努力の非を認め、十分反省していることを認識していることから、今後は時効未到来分を含めた中で、未回収分については、道義的責任ということも考えた上で、市が掲げた努力目標を目指し、さらなる回収を望むとの意見を付して賛成であるとの討論がありました。

かくして、付託議案第5号及び付託議案第6号について順次採決を行い、採決の結果、付託議案第5号及び付託議案第6号の2件については、いずれも賛成多数をもって原案どおり可決されました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本常任委員会に付託を受けました付託議案第5号及び付託議案第6号についての報告といたします。どうもありがとうございました。

議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

和気君。

19番（和気 豊君） ただいま審議の経過と中身について報告をいただきました。この間の大変な審議の御努力に敬意を表したいと、こういうふうに思います。委員長として本当に御苦労さんでございました。

それで、まずこれまでの行政努力ということで言われてるんですが、時効未到来分については16件、行政が何らかの手を打っていると、これはほとんど効果はないと、こういう報告でした。

それから、時効到来分については150件ですね、戸別臨戸徴収をやって67万8,000円が回収されて、トータルで1,088万9,700円と、ここまで来ていると。しかし、全体にはまだ20%も満たしていない、17%強と、こういう数字でした。

今後、回収率の向上を二、三年をめどに3,000万回収して、できるだけ70%という大阪府平均に近づけていくんだと、こういうお話でありました。この辺についての裏づけですね。努力目標という言葉も聞かれたんですが、努力目標ということになりますと、私の理解 委員長ね、正確かどうかわかりませんが、努力した結果、だめで

あればそれまでと、こういうことになってしまうのではないかと、非常にみずから縛りをかけて、これを至上目標として、避けられない目標としてここまで至っていくだと、こういうことではないわけですね。

そういう点で150件、時効到来分努力された67万8,000円、これも1つのこの3,000万を回収できるかどうかの裏づけ根拠になっていくというように思うんですね。これから非常に40年来の貸付業務ですから、どんどんお年も召してくるということで、もう既にたくさんの方が死亡されているということもあって、これからますます回収業務は困難に至ってくるだろうと、こういうように思うんですが、そういう点で、例えば市内在住者222件で額が2,454万1,200円と。市内の在住者全部を回収しても3,000万という数字にはならないと。

もう既に、囑託臨時の回収業務に当たった職員の方は、この問題については五、六件でお手上げだと、こういうことでバンザイをしておられて、行政もそのことを一応受けとめた形で、もうそれ以降は、13年7月ですか、以降は回収業務を一たん停止をしたと、こういう経過もあるわけですね。そういう中で、果たしてこの3,000万の根拠があるのかどうかと。これが回収できなければ、当然大阪府との兼ね合いもあるわけですが、これは1つの選択肢としては、市民にこれが覆いかぶさっていくと、税での処理ということになるわけですから、果たして努力目標ということではないのかどうか。

それと、もう1つ、裏づけの点では、これを例えば回収することの体制の問題ですね。これも大事になってくると思うんです。仮称回収プロジェクトチームのようなそういうものを設けられてこの回収業務に当たっていくと、こういうようなことになっているのかどうか、こういう答弁はあったのかどうか、この辺もお聞かせをいただきたいということを思います。

それから、行政責任なんですが、これは経過でも御報告がありましたし、過去の論議の中でも私も傍聴させていただいておまして、1つは貸付業務のずさんさ、これが1つ問題にあるわけでは

ね。それから、もう1つは回収業務のあり方、これを一臨時職員に回収に当たらせるというふうな、極めて体制的に組織的に行政が回収業務に当たるといってではなくて、一個人の、一担当部の所管としてこれに当たっていたと。

5,000万になんなんとする残金をそういうふうな、言えはお粗末な体制で当たっていたと、こういうことなんですが、この辺の回収のあり方と貸し付けのあり方と、この両方に問題があったというふうに思うんですが、例えば職員のこの処分の問題でいえば、ずさんな貸付業務がやられておったという、こういうことになれば、当然、貸付業務と回収業務、両方の仕事に携わった方、それから回収業務が平成6年以降は停止しているわけですが、そういう中でこの役職におつきになった方、行政としては1つの決断を出しておられるわけですから、判断を出しておられるわけですから、それ以降の職員さんとの間には当然責任の軽重があってもいいのではないかと、こういうふうに思うんです。

今回を見れば、10分の1の減給と、こういうことで1カ月一律と、こういうことになっているんですが——担当部署はね。それから、回収業務を請け負っていた人推ですね、現在の。同対部ですね、当時の。これについては訓告だけと、こういうことになっているわけですが、この辺の差についてもどうなのかということ、この辺の論議をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、運動団体の責任問題ということが言われて、道義的責任を云々した文書が出てくると、こういうことなんですが、これはどういう文書になっているのか。これは行政として一定運動団体、あるいは運動団体が関係する回収業務を受けておった償還組合ですね。この償還組合、代表は当時の支部長さんであった方がおなりになっておったわけですが、この辺の解放同盟の責任が果たして道義的責任という形で済まされるのかどうか、そういうことに文書がなっていたのかどうか。

それと、うちの条例では、市長がこの決定をするときに、市同促の条例の3条、4条に照らして、これは貸し付けてもいい方だという意見を市長が

もらって……（巴里英一君（もっと端的に」と呼ぶ）端的に言うてるがな。具体的に言うてるがな。後で文句あったら聞きなさい。そういうことで、ここの関係というのも大事だと思うんです。この人は貸し付けて大丈夫、回収の可能性があるので、こういうことで。

だから、市同促の関係はどうなっているのかですね。これは条例を受けた要綱の中に明確にうたわれているわけです。市長は、ここの意見を聞かない限り貸付業務をやれない。そういうこともありますので、この市同促の関係ですね。この辺の責任の所在、どうなっているのかですね。

市同促には、いやしくも市の公金が具体的に最高750万、今350万ですか、出ているわけですから、その辺もはっきりさせていく必要があると。いやしくも公金を出している団体ですから、ここから出てきた文書等については、これは明確にされる必要があるだろう。解放同盟もそういう公の金を扱うそういう関係にかかわっていたと、こういうことになれば、そこから出てきた文書、これは公にすべき性格のものではないかということで、私は改めてこの文書の提出についての御配慮を委員長にお願いをしたいなと、こういうふうに思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 堀口君。

厚生消防常任委員長（堀口武視君） 大変高度な質問で、多岐にわたっておりますので、答弁が抜けておったら御指摘をいただきたいと思います。

まず、行政努力についてお尋ねがございました。この問題は、6月議会前に問題が惹起を、我々がわかったわけでございますけれども、それ以降我々の厚生消防常任委員会の中では大変時間をかけて審査をしまりました。

まず、その中で特に9月に付託を受けてから10月2日の委員会の中では、精いっぱい行政として努力をなさないと、その経過をこの委員会の中で報告をしていただきたいと、こういうことでございました。

先ほども報告のとおり、その間150件の戸別訪問をされて、先ほども言いました67万8,000円が入金されてきたと、こういうことは私自身、

委員会としても、その職員の評価を認めた、それなりの評価をしたところでございます。

努力目標ということでございますけれども、これは行政の方が今後も誠意を持って努力をしていくと。確かにその3,000万の根拠、これは委員の中からも大変厳しい意見がございました。根拠も乏しいと。しかし、我々としては、委員会としては、行政の言葉を信じて判断をするしかない、このように私は委員会としては判断をされたんだと、このように思っております。

それから、行政責任の問題でございますけれども、このことは当時からのこの関係に携わった貸付業務あるいは回収業務にかかわった職員の系列、これは市の行政の方から、理事者の方から出された職員の責任問題以上に我々にはわからない。そういうことで、私は委員会としては職員の処分を了としたと、こういうことだと思います。

それから、先ほど運動団体の責任問題に触れられましたけれども、市同促の関係につきましては、委員会の中では質疑がございませんでした。運動団体のもう1つの解放同盟の方から、現支部長の方から市長あてに文書が出ておりまして、このことは、市長の方から委員会に報告がされました。

その中身につきましては、その問題をいろいろ大きくしたことに対する支部長からの謝意であったり、あるいは今後ともその道義的責任はあるんだということを内容的には表明されていると。このことをもって一応、市長の方からそういう市長あてに対する文書が来ているという報告が委員会にございました。

この文書の公開については、委員の中にもいろいろ意見が分かれました。公表してほしい、公開してほしいという話もございました。情報公開の基本は、私も理解しているつもりではございますけれども、委員長の判断として、このことに関しては公にしない方がいいと。だから、一応委員会の中では市長の方から読み上げをしていただいた。これは委員長の判断として公にしないと、委員会の中で了解を得てそういう結果にしておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番(和気 豊君) 行政努力については、本当に時効到来分がほとんど多く発生をしていると、こういう状況の中で、その到来分の中で、法的にも非常に回収の根拠がない時効到来分を150件当たって、67万8,000円回収されたと。こういう現担当の皆さんの御努力については、私は委員会同様大いに評価をしたいというふうに思うんです。

私がこの数字を上げましたのは、果たして150件戸別で、それも従来の臨時職員ではなくて、その担当の長の皆さんを先頭に皆さんが大変な御努力をされたと、その結果でなおかつ67万8,000円と。それが先ほどもちょっと数字を申し述べました。

もう繰り返しませんが、例えば市内では229件、その回収総額が100%回収しても2,500万に足らないと、こういう状況の中で3,000万の努力目標、70%の府下平均に近づけるこの目標がいかに至難ではないかというふうに申し上げて、それをやり切るためには、一部の努力とか一個人の努力では、いわゆる知人を回って回収したとか、そういうことだけでは到底おぼつかないだろうと。これについては、やはり庁内挙げての体制、そのもとにおける集中的な回収業務がやらなければならないのではないかと、こういうふうな裏づけが報告の中にはなかったように思います。そういう点で、その辺の論議がどういうふうになっていたのかということをお聞きをいたしました。

それから、懲戒処分については、貸付業務と回収業務と両方に携わった皆さんと、ただ貸付業務、回収業務だけ、それも回収業務を一応ストップした6年度以降役職についた方との間には、当然軽重の比があってしかるべきではないか。その処分のあり方にも一律主義といいますが、いわゆる行政がよくやられる含みを持たしたような処分ではなかったのかと、こういうこともお聞きをしたわけです。

それから、解放同盟は、長を初めとして、この条例の中に入った組合ですね。その組合の責任者になっている。そのほか幹部の皆さんが組合の責任者になっておられるということからして、当然行政の執務の一環を担っておられる、こうい

うことでは、その責任の所在を明らかにした文書については、これはだれもが閲覧してしかるべき性格のものではないかと、見てもいいものではないかと、こういうことで資料提供を求めたわけです。

賢明な委員長ですから、もう再度申し上げますが、この3点、再度お聞かせをいただきたいと思えます。

議長(角谷英男君) 堀口君。

厚生消防常任委員長(堀口武視君) 再度のお尋ねでございます。特に回収業務につきましては、今後も関係団体の支援を得ながら頑張っていくと。特に、市長あるいは助役を初め、職員の皆さん方のそういう熱意は、私は委員会の中では各委員さんも感じられたのではないかと。ただ、大阪府平均の70%に持っていくというのは、おっしゃられるまでもなく大変厳しい問題であるということは、各委員からの指摘もございました。しかしながら、そういう市長を初め理事者側の熱意を信じるという意見が多かったと思えます。

それから、改めて職員の処分の話でございますけれども、これはその当時の系列につきましては、我々委員は特に詳しくもないし、理事者の出してきた資料に基づいて了解をせざるを得ないと、こういうことだと思います。

それから、先ほども申し上げました団体の長からの文書でございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたように、委員会の中では、市長の方から読み上げをしていただいて、各委員の方々はそのことに対して御理解をいただいた。これを公開するかどうかについては、私は委員長の判断として公開しない方がいいと判断をしたということでございますので、ひとつ御了解いただきたい、このように思います。

〔和気 豊君「もう1点だけ」と呼ぶ〕

議長(角谷英男君) 和気君。

19番(和気 豊君) 非常に御苦労さまでございました。3,000万、回収裏づけ根拠の1つに、部落解放同盟鳴滝支部運動団体の協力もということだったんですが、この個人に対してはどれだけ貸し付けし、どれだけ回収されてるんかと、残額はどれだけやと、こういう資料については、これ

はプライバシーにかかわる問題と、こういうこと  
でなかなか議会にでさえ出していただけない。ま  
してや、運動団体、この問題に深くかかわってき  
た運動団体ではありますけれど、プライバシー、  
守秘義務というのは、地方公務員法のあり方から  
いっても、当然遵守されなければならない性格の  
ものだろうと。おのずから協力していただくとい  
うことであっても、言葉だけに終わってしまうん  
ではないかと。

例えば、この論議の過程、私も深く議事録も読  
ましていただきましたけれども、その中でも論議  
されておりますように、最終的には協力してやっ  
てほしいというふうなことです。特定の人では  
なくて広く——特定はできませんから、プライバ  
シーの問題がありますから。広く全体的に一般的  
に呼びかける程度の協力だというふうに言われて  
おりました。これは行政が答弁しているわけです  
が、その程度のものだろうと。私も行政と運動団  
体、市民との関係の性格上、当然制約つきのもの  
だろうというふうに思います。

だから、これにもなかなか多くを求めることが  
できないと、こういうふうに思うわけでありませ  
んが、そういう点で本当にこの3,000万の回収と  
いうのは、努力目標に終わってしまうのではない  
かというふうに非常に懸念をいたします。

議員の各位が委員会で精力的に論議をされて、  
行政の熱意に待ちたいという結論をお出しになっ  
た、そういうことです。あえてもうこれ以上  
申し上げませんが、ただ、そういう中で、当然こ  
れが回収されない場合、今後の重要な問題が惹起  
するだろうということをおもなばかって、やはり  
この条例廃止については、まだまだ時期尚早では  
ないかと、こういうふうに意見を申し述べて、委  
員長に質問を終わりたいと思います。（堀口武視  
君「答弁よろしいか」と呼ぶ）はい、結構です。  
御苦労さまでした。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で委員長長の報告に対する質疑を終結いた  
します。

これより一括して討論に入ります。討論はあり  
ませんか。 大森君。

4番（大森和夫君） 付託議案第5号、第6号に

対し、反対の立場で討論いたします。

泉南市同和更生資金貸付基金6,250万のうち、  
5,100万円が未回収になっています。これにか  
かわり多くの職員が処罰を受けたことは、読売新  
聞、朝日新聞にも報道され、多くの市民から市政  
に不信の声が上がっています。これは解放同盟に  
甘い市政により、催促も集金もせず、時効になる  
まで集金の回収を放置していたことによるもので  
はないでしょうか。

しかし、市からは、職員の処分についてずさん  
な公金の取り扱いを理由にしていますが、経過報  
告もなく、なぜ財政難の泉南市で貸した資金の回  
収ができないかという市民が持つ当然の疑問にこ  
たえる説明はありません。

40年近くかかって1,000万しか回収できて  
いないのに、市は今後、他市並みに追いつくた  
めに、3,300万円を2年間で回収するという努力  
目標を挙げています。しかし、これは平均すれば、  
1カ月に132万円集金するという到底実現でき  
るものではありません。借り手の大半が時効を  
迎え、死亡や市外に転出も多くあります。助役や担  
当部長自身がさきの委員会で次のように述べてい  
ます。「我々の努力目標といたしまして、2年と  
いうことでございます。決して2年で我々といた  
しましても他市並みに追いつけるということは到  
底不可能に近いだろうなどという気もいたしてご  
ざいます。したがって、あくまで努力目標は  
努力目標といたしまして、それで終わるのではな  
くして、今後とも3年、4年目も当然努力してい  
くということでございますので、この辺御理解の  
ほどお願い申し上げたい」と述べております。

この資金の回収は、回収期限を延ばせばより回  
収が困難になり、2年でできないものを三、四年  
延ばしても何の意味がないことも明らかでありま  
す。具体的な回収計画もなく、努力目標は幕引き  
の手段に過ぎないのではないのでしょうか。

解放同盟鳴滝支部は、この資金の集金や貸付業  
務にかかわり、市長に道義的・社会的責任を認め  
た文書を出しています。市は、解放同盟鳴滝支部  
の集金業務に対し支払ってきた支部助成金、報奨  
金の返還を求めるべきではないのでしょうか。文書  
の公開もされず、道義的・社会的責任を認めたこ

とだけで免罪できるものではありません。

同和地域を特別扱いにする同条例や基金の廃止は、当然望まれるところではありますが、回収の見通しもなく、解放同盟に甘く、疑惑の解明にほど遠い当議案に反対いたします。皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） ただいま議案第5号、泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について、堀口委員長より原案可決との報告をいたされました。大変御苦労さんでございました。私は賛成の立場で討論いたしたいと思っております。

本5号議案について、去る泉南市第3回、9月の定例会本会議において、厚生消防常任委員会に付託された議案であり、その審議結果は可決との報告をただいま委員長がなされましたが、私は本条例の持つ意義、役割については、当時地域住民の生活とその環境改善に非常に大きな役割を果たし、また寄与したものであると認識をいたしております。貸付基金制度条例であったと思うところではありますが、当時の地域の住環境、生活環境は、差別によるその暮らしの厳しい実態と現実の苦しさは、経験した人でしか理解できないのも無理はありません。

また、この同更資金の果たした役割は、非常に大きなものであったと思うところであります。私は多くを語りませんが、この更生資金条例の沿革を見ますと、昭和40年8月7日条例第17号として制定され、同年9月30日条例18号、昭和41年4月1日条例第4号、同年9月7日条例第15号、昭和42年7月3日条例第10号、昭和43年3月15日条例第10号、昭和44年6月26日条例第13号、昭和45年10月7日条例第20号、昭和48年12月15日条例第31号として8回も要件を変更をいたし、条例改正し、30年近くこの条例に基づき規則及び規約等を整備し、運営されてきたものであることは、例規集及び資料集で明らかになっているところであります。

基本的には、本条例の改正を見ますと、基金額と貸付額の一部改正が主たる改正でありました。私は、本条例の第3条、貸付対象として資金の貸

し付けを受ける者は、次の各号に掲げる要件を備えた者でなければならぬとしての条件（1）に、労働の意志及び能力を有し、かつその更生が確実に認められることとあると。

そして、第4条、貸し付けを受ける者の要件として、貸し付けた資金の償還について十分な能力を有していることとなっておりますが、一体だれがその判断をして運営されてきたのか。この貸付対象と要件は差別的条文、項目ではないかと思われるところであります。

このような条件項目が他の駆け込み資金や日本育英会資金等の貸付条項にあるのか私は不知ですが、ましてや既に10年近く機能していないこのような条例は、その理由だけでも、もっと早く廃止すべき条例であったのは当然のことであり、条例廃止はむしろ遅過ぎたと言わねばなりません。と同時に、この条例が未廃止ということがあるなら、本条例は他の条例と同様、効力があると理解するところであります。

基金減少の実態は事実ではありますが、このことは、すぐれて行政事務執行にかかわる問題であり、回収の少なさをもちて地域住民の責任だとする考えには、私はくみしないところであります。

どのような考え方があるにせよ、関連上位法、社会的状況をかながみますと、本条例の廃止の提案は遅きに失したとはいえ、廃止について本委員会で結論を出されたことに対して高く評価しながら、今後ともそういった意味での回収に我々も含めて努力されんことを心から願って、賛成討論いたします。

以上。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより付託議案第5号及び付託議案第6号の2件に関係し、順次採決いたします。

まず、付託議案第5号を起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって付託議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、付託議案第6号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって付託議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号 特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、特別職の職員の給与に関する臨時措置条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

まず最初に、同和更生資金貸付事業に係る不適切な事務執行によりまして、市民並びに議会の皆様方に大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げます。

本件につきましては、私自身の監督責任についても明確にする必要があるものと判断し、本条例を提案するものであります。

内容につきましては、特別職の職員の給与に関する条例附則第2項の規定による給料の額及び第4条に規定する調整手当の額にそれぞれ100分の90を乗じて得た額とするもので、平成14年12月1日から翌年2月28日までの3カ月間に支給する給料及び調整手当について適用するものであります。

簡単に説明いたしますと、給料と調整手当をそれぞれ3カ月間10分の1減額し、その結果12月に支給される期末手当にも影響するものであります。

また、上林助役並びに辻収入役につきましても、みずからの監督責任を明確にする必要から、本年12月から翌年2月までの3カ月間の給料及び調整手当の10分の1を減給したい旨の上申がなされております。

なお、関係職員の処分についてでございますが、担当部署であります健康福祉部関係の職員につきましては、部長級職員3名、次長級職員2名、課長級職員3名については、給料及び調整手当の10分の1を減給1カ月とし、本年4月より担当しております次長級職員1名については、戒告及び昇給延伸3カ月の処分とし、11月1日に実施をいたしました。

また、現在、公益法人に派遣中の課長級職員1名については、派遣終了後の平成15年4月1日付で減給10分の1、1カ月の処分を行う予定でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 成田君。

18番（成田政彦君） この処分は、さきの条例に基づく資金回収について、職員の問題について、市長を初め減給とかいろいろ出てるんですけど、これ、市長及び職員に対してもそうなんですけど、具体的にどういう点で怠った——催促しない、いろんな問題があるんですけど、具体的にどういう点でこういう結果になったのか、ちょっとそういう点をお伺いします。

それから、いわゆる健康福祉部と人権推進部の

場合、ちょっと差があるんですけど、その点については直接回収業務に当たったのが健康福祉部であったので、こういう問題になったのかと推測はできるんですけど、しかし本来かつて同和を担当しておった人権推進部の方がもっと直接担当しておったんじゃないかと私は思うんですけど、その差は何でこういう温度差が出ておるのか、その2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 処分の関係でございます。

まず、1点につきましての人権推進部と健康福祉部の違いというんですか、その件でございます。

まず、この同和更生資金の、要するに事務が全部健康福祉部の所管でございます。貸付事務も回収も含めて健康福祉部の所管でございます。ただ、この事業は議員も御承知のとおり、同和対策事業でございますので、当然、現在の人権推進部が調整機関として当たるといことで、組織的にも調整する機関という形で行っております。そういう関係上、やはり当然処分にも差をつけるということで、人推部につきましては、法的によらない処分ということで判断を行ったものでございます。

もう1点につきましても、具体的な処分の内容というんですか、職員につきましては、これはあくまでも事務的な督促等を怠ったということでございます。市長以下、私と収入役につきましては、あくまでも市長も提案説明の中で言われたとおり、管理・監督を怠ったということ、みずから処分を判断したものでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 市長にお伺いしますけど、市長は管理・監督責任ということで、給料プラス調整手当ということでやられとるんですけど、部落解放同盟に対して道義的責任ということで、市長は自分はかなり厳しい対応をされとるんですけど、直接この過去の経過を見ると、部落解放同盟に対する責任はかなりあると思うんです。そういう点として、市長として道義的責任だけでこれを許すというのはどうかと思うんですけど、もっと厳しく、市長自身もここに書かれとるんですけど、給料に直すと大分額を、直接は負担しないんです

けど、大分、市長としては負担しとるんですけど、その点はちょっとこの道義的責任だけで、これだけ自分はある程度責任をとりながら、部落解放同盟に対しては道義的責任のわび状だけで許すというのは、向井市長の姿勢から見たら、ちょっと甘いん違うかと。大森さんの反対討論にあったんですね、もう少し何らか具体的に、やはり他の、僕はよく知らないんですけど、大阪府下の他の市町村では、部落解放同盟 どのように対応したか僕はよくわかりませんが、かなり厳しい対応をして、この資金回収には各地の部落解放同盟の人たちが対応したという、これは伝聞で僕は聞いとるんですけどね、まあわかりません。

そういう点から考えると、鳴滝支部の場合は、金銭的にこの問題に対しては余り対応されてないように感じるんですけど、その点市長、どうですか。助役と市長はこれだけ厳しく対応して、わび状だけでさせるというのは、ちょっと僕も納得をいかないんですけど、それ、ちょっと市長に直接お伺いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この条例そのものは、やはり行政の施策として行ってきたものでございます。したがって、その貸し付けあるいは回収ということについては、やはり我々行政の責任であるというふうに考えております。

御指摘ありました件については、運動団体として、どのようにこの問題について考えているのかということ、話をさせていただきました。運動団体としても、この同和更生資金の果たしてきた役割というのは一定評価されておられるわけでございますけれども、しかしながらこういう事態に結果としてなっているということについては、やはり社会的な、あるいは道義的な責任があるということで、はっきりとそういうことを申されたわけでございます。

その上で、今回は一定条例廃止ということになりましたけれども、引き続いて今後とも我々行政はその回収に努めなければいけないということでございますので、その回収に向けた一定の許せる範囲の協力ということで、みずからもその道義的責任あるいは社会的責任を果たしていきたいと、

こういうことでございますので、私はそれ以上の、民間運動団体でもございますし、ことはできないという判断のもとに、今後そういう形での一定の役割を果たしていただくようにお話をさせていただいたところでございます。

したがって、あくまでも施策あるいはそれを実施したというのは我々行政でございますので、その範囲内で私どもは今回処分をしたということでございますので、御理解いただきたいと思えます。議長（角谷英男君） 成田君。3回目です。

18番（成田政彦君） 人権推進部と、それから他の保健福祉部の場合を考えると、地方公務員法、懲戒処分、片方は注意となつとるんですけど、本来これは同和地区の資金回収に関してかかわってきた——何も健康福祉部だけがかわってきたのではなく、主体的に担ってきたのは人権推進部だと私は思うんですけど、これは私の議会の過去の過程でそれは明らかになつとる。その点は何でこういう、直接お金の回収をできなかったから、一定回収して催促しないあなた方が悪いと。

しかし、人権推進部の部分も同じではないんですか、これ。地域全体にかかわって、そういう同和事業の改善、そういうものに取り組んできた、そういう点については、やはり市の職員としても、同じ職員でありながら、何でそういう、ちょっと僕はおかしいんじゃないかという気がするんですけど、人権推進部の方も熱心に確かに取り組んでこられたということは、我々も評価するんですけどね。そういう点の差がここで何で出てきたのか、ちょっとこれ、回収だけで差を設けたのか、その点もう一度お伺いしたいと思います。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 先ほどもお答えしたと思うんですけども、同和対策事業は皆、組織的には各課にまたがっております。当然、この貸付事業につきましても、やはり健康福祉部所管という形で貸付事業及び回収事業も一応この部で行っております。

ただ、同和対策事業につきましては、調整機関がまず必要でございます。そういう調整機関が他の部、現在の人権推進部に組織的に置いてたということで、直接の事業は組織的にはその関係する

所管で行うということでございますので、当然職員の処分につきましても、その事業課の持つるところが当然処分を受けるべきものということで私どもは判断をしております。

ただ、同和対策事業につきましては、先ほどからも言うてるとおり、調整機関というのがございますので、これが差がつくのは当然ということでございます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

和気君。

19番（和気 豊君） 先ほどの市長答弁の中に、この業務について行政の責任という言葉が言われたんですが、私は行政の中でもとりわけ、単に市長は監督上の責任者ということだけではなくて、条例では、資金の貸し付けを受けた者は、必要に応じ資金——9条ですね。委任というのがありまして、この条例に定める者のほか、基金の管理その他必要な事項は、市長が別に定める、こういうふうにあります、そしてこれを受けて要綱が制定されているわけですが、この要綱の第4条に、市長はということで、行政はということではなく、市長はということで、特に市長のそういう貸し付けを決定する場合の権限、立場、こういうものが明確になつてますね。

市長は、申込書の提出があった場合は、条例第3条及び第4条、先ほど巴里議員が賛成討論の中で言われました3条、4条ですね。能力のある者に貸し付けて、いわゆる更生を期すると、こういう3条、4条の要件を備えているかを審査し、泉南市同和対策事業促進協議会の意見を参考にして貸し付けるかどうかを決定する。市長が決定するんですね。当然、行政の手續、担当職員からの稟議書がずっと上がってきて、助役決裁、市長決裁と、こういうことになるわけですが、最終的にはやっぱり市長決裁と、こういうことになるだろうというふうに思うんですね。

平成5年までに、これは貸付業務は5年まで、6年からは停止してると。5年には、270万ほど貸付金があるわけですが、平成5年度といたしますと、市長は執行者の代理をしておられませんでしたか。市長代行をやっておられませんでしたか。

この貸付業務には一切かかわっていないと、こういうことなんです、しかし助役としては、あるいは市長代行としては、代理執務者としてはどうだったのか、その辺ちょっとお聞きをしたいというふうに思うんです。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私になってからは、貸し付けは行っておりません。

そして、職務代理者の話が出ましたけども、職務代理者になりましたのは、平成6年の4月2日に亡くなられたんですかね。ですから、その時点から4月末までの間、1カ月だけですね。ですから、それも関係いたしておりません。それ以前1年助役をやっておりましてけども、担当助役ではございませんでした。ですから、私については貸付責任というものは無いということでございます。議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 直接の事務上の責任はないと、こういうことは承りました。平成5年で回収業務を停止をしたと。このことについては、貸付業務を停止したということについては、これは1つの行政のこれだけ意義ある事業と、ある人の弁をかりればね。これだけの事業をストップするわけですから、行政の大きな政策転換と。同和事業については、まだ就職上、教育上のそういう差別が厳然と残っている、これはまだ今後人権と名を変えても続けていかなければならない、これが市の姿勢ですよ。

これ、重要な方向転換をされるについて、市長はこの判断にいささかもかかわっていない。これは摩訶不思議ですよ。あってはならないことですよ。まだ5年ということであれば、同和行政ですね。これはまだ終結の話も出ていないわけですから、当然これは一気にこのときには、いろいろな事業を立ち上げて、行政上の1つは特例法ですね。地対財特法の終結に向かって行政が滞りなくこの事業を進めていこうというときですよ。そのときに方向転換をすると。営業関係、これはまだ差別が厳然として残っているというこの分野で、1つは貸付業務をストップするという、これは大きな方向転換でなかったのかというふうに思うんですが、その辺に市長として、あるいは助役とし

て、これは私は庁議事項だと思うんですよ、担当の助役でなくても。庁議には市長、この問題は一切、庁議の事項にはかかわらなかったんですか。一部課でこれだけ重大な事業変更を決定をされたのか、庁議にはかかっていなかったのかどうか、私は不思議でならないんですよ、市長。ちょっと御答弁いただきたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 非常に苦しい結びつけをされようかなという感じはするんですが、そういうことにはかかわっておりません。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 庁議に付されなかったんですね。なかったんですね。不思議ですね。

それじゃ、その後この問題で13年の7月まで、一切市長はこの問題について報告も受けずに、回収の体制上の問題についても一切言及をされなかった。それじゃ、必要な執行すべき仕事を怠ったということじゃないですか。徴収して、大阪府からも督促を受けてるわけでしょう。一切聞かなかったんですか。そしたら、それを上申しなかった人間の責任はどないなるんですか。

そして、聞かなかったことの責任、聞かずにこのことについて必要な執行をされなかった責任、単に監督・管理責任ということだけでとどまらないんじゃないですか。これは市長、決定的な市長としての、行政の長としての資格にもとるものじゃないですか。どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然、事務的に処理をしていく問題でございますから、事務担当の方でそういう形で事務を執行していると。（和気 豊君「そういう認識が間違いや」と呼ぶ）

ただ、ですから、それらも含めて今回、管理・監督責任という形でみずからを処分するという議案を今上程をいたしているところでございますので、御審議をいただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

大森君。

4番（大森和夫君） まず、お聞きしたいのは、処分も大事なことだというふうに思いますけども、処分の過程の中で市民の当然の疑問として、何で

こういう財政難の泉南市で貸したお金が返ってこないんだというのは、当然の疑問なんです。これは委員会でも何度も議論になりまして、その都度市長とか助役がお答えになったのは、古い話であるということで、これを調査していく中でその原因も明らかにし、職員に聞き取りも通じてその処罰もしていくと。

だから、職員の処罰と、何で集金に行けなかったかということは、同時並行で行うということは何度も委員会の中でも、この議会の中でもお話しになってたんですけども、根本的な、何で集金に行かなかったのか、できなかったのか、回収率がこんなに悪いのか、この市の職員の原因を、経過をやっぱり明らかにしてもらいたいというふうに思います。

それと、市の職員の処分ということですけども、公金の扱いの意識はどうだったのか、こういう不適切な公金の扱いが起こる背景はどこにあるのかということも答えていただかないと、これはこれだけの問題と違いますわね。例えば実際、行革がこれはできるのかと。税収の集金の問題も行革の大きな柱ですよ。こういう集金とか税金とか貸したお金、当然返ってくるお金が返ってこないという、こういうそれこそ構造的な改革で、この財政健全化計画をすると助役がおっしゃってますけども、こういう構造的な問題として考える必要があると思いますので、その点どうなっているのか。

それから、解放同盟のことも、この問題もやっぱり市長の責任として明らかにする必要があると思うんです。このおわびの文書が出てますけども、前の委員会では、委員長が1つおっしゃったのは、市長あてに来た文書ですから、この場では委員長として発表しない方がいいんじゃないかということもおっしゃってたんで、市長にお聞きしたいんですけども、この道義的・社会的責任を明らかにする上でも、この文書を公開するということが必要ではないかと思うので、その点どうなのかということをお願いしたいと思います。

それから、市長はこれから、みずから処分を行いましたけども、市民の望むところというのは、あとは回収ですよ。この件に関しては、やっぱり市長は責任をとらなアカんと。管理だけの責任

じゃなくて、回収の責任もとる必要があると思います。何度もありましたけども、助役や担当部長が言うてますけども、到底できるような目標じゃないと。ただ、努力目標というふうに言うてますけども、これが許されるのか、この財政難の泉南市で努力目標ということでこの金額を挙げて、それで幕引きしていいのか。

それから、滞納は許さないという市長の厳しい姿勢がありましたけども、そういう点からも、こういう回収計画の目標が努力目標であっていいのか、その点ちょっとお答え願えますか。

議長（角谷英男君） 大森君に申し上げます。ただいま質疑を行っておりますのは、特別職の職員の給与に関する臨時措置、だから議案にできるだけ外れないような質疑をお願いをしたいと思います。向井市長。

市長（向井通彦君） 後段2つについて御答弁申し上げます。

これについては、大森議員も厚生消防の委員さんでございまして、本来はその質疑の中でということだというふうに思います。質疑は、その常任委員会で審議を尽くしていただいて、先ほど委員長さんからも報告をいただいて、皆さんの方の御判断をいただいたところでございますので、その点について御理解をいただきたいというふうに思います。

その中で運動団体からの書類ということですが、当該委員会の方で読み上げをさせていただきました。それで足りるんじゃないかというふうに考えております。

それから、回収努力についても委員会で御報告をいたしましたように、今後とも時効未到来・時効到来分を含めまして、最善の努力を尽くしていくということでございます。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） まず、職員の処分の理由というんですか、これを先ほどからでも言うておりますとおり、やはり適切な事務をしてなかったということでございます。具体的には、やるべき回収事業を怠ったと。もう1つは、その処置すべき分納・督促関係も怠ったということでございます。

そして、不適切という言葉のことやと思うんですけども、これは当然適切な処置はしてなかったということで、事務の執行が適切な処理をしてなかったということで、不適切ということで私どももみずから判断をしたものでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 議長、この特別職員の給与に関する臨時、今の議論をしている中、提案理由の中に、同和更生資金貸付事業にかかわる不適切な事務執行についてということであるんですからね、同和更生資金を貸し付けることに関して聞くのは当然だと思うんですよ。何もそれは議案から外れていることでもありませんしね、当然のことだと思いますので、その点御配慮をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 申し上げますが、先ほど委員長報告にもありました。それを踏まえての質疑に終始していただきたいと思います。

4番（大森和夫君） はい、わかりました。

助役にお聞きしたのは、何でこういう問題が起こるかの背景ですよ。それで、市長でいえば、8月に職員の市長印の無断使用で処罰を受けたばかりでしょう。これ、連続して起こってるんですよ。

ただ、これだけの問題に済まない。こういう連続的に職員の問題が起こって、市長自身も処分、これ2回連続受けてるんですよ。そういう背景をきっちり助役に聞いてるんです。市長でもお答えくださいよ。何でこういうことが起こるのか、それに対してどうやって対処を求めるのか。不適切でしたと言うて、そんなことで済みますか。

同じときにあった学校の先生の処分はどうですか。経過報告もあって、再発防止のこともちゃんとペーパーで出されて、委員会で議論されてますでしょう。このときどうでした。この厚生消防常任委員会のときに、行政処分と書かれて、委員がペーパーを要求するまで職員の処分も発表されないでしょう。もっときっちり、何でこういうことが起こるのか、不適切な処理を行うような方を部長にした責任とか出てきますでしょう。こういうことが何で起こるのか、そういう背景をきっちり

お答えくださいよ。

それから、これ、市長がもう1つ、やっぱりこの回収目標にとっては責任とらなあきません、そら。こんだけ泉南市、財政難なんですよ。それで市の財政状況わかってますでしょう。市長は、滞納は許さないという立場ですよ。たとえ5,000万、他市並みにやったって、集金したって、まだ1,000万以上滞納が残るんですよ。これ、どうやって穴埋めするつもりでいますか。大阪府に返したり泉南市の基金を埋めるのに、税金を使うのと違うんですか。そういう問題、こんなことで、最善を尽くすとかで済む問題じゃありませんよ。2年間、3年間で回収できないときは、どう責任をとられるんですか。そのことも含めてちゃんとお答えください。

あともう1つ、文書もお願いしますよ、公開。当然でしょう。これはここにお答えになってますように、部落解放同盟の責任を会員にも知らせていく、市民にも知らせていく、そういう内容でしょう。それを公表されずにどうやってするんですか。協力を得ると言うてるんですから、ちゃんと責任者、支部長の印鑑のある公文書でしょう。それを受けた市長が公表すべきと違いますか。どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、回収の問題でありますが、当然いろんな手段を尽くして最善を尽くすということでございます。

ただ、昭和40年からの非常に歴史の長いものでございますから、今の時点ですべてそれが達成されるかどうかというのは、非常に難しい問題もあるというふうには思います。

しかし、それはそれでまた適切な処理というものを一方で考えていく必要があるというふうを考えております。その中で今後も時効到来分、あるいは未到来分を含めて最善の努力を尽くすということでございます。

それから、文書の件は、当該委員会でも御披露さしていただきまして、理解をいただいたものというふうを考えておりますので、それで十分ではないかというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再度の、事務を怠った背景ということでございますが、具体的なそういう背景はまずございません。私どもは、地方公務員法にもうたわれているとおり、職務に専念する義務がまずございます。その義務を怠ったというのが背景でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 大森君。3回目です。

4番（大森和夫君） 解放同盟が出した文書が非公開になった過程というのは、市長も参加しておられたように、ある会派の方が公開を求められたと。引き続きそれはどうですかという委員長の議論の中で、公明党と共産党は公開してほしいということできっちり言うてますよ。

ただ、委員長のそういう判断で、委員長は市長あてのものであるから、この場ではふさわしくないんじゃないかということ認めて、委員会での公表は委員長の判断に従っただけの話で、委員会の中では公表してくれという意見はありましたよ、十分。その辺をわきまえて答えてくれへんかったら、委員会で決まったから知らんというようなことにはならないと思いますよ。

それで、情報公開の旨ということも委員長おっしゃってたけども、これ、公表すべきことでありませんか。社会的・道義的責任を認められとはっきり言われて、これは市長の方からお話しに行かれたんと違うんですか。そういうことで、こんだけ職員の処分もあって、もっと明らかにオープンにすべきでしょう。それが市長の公約の情報公開とか市民参加の市政のあり方と違いますか。もう一遍、その公表の件についてお答えください。

それから、助役ね、こういうことで不適切な処理があったのに、具体的背景なしということでしたら、いつ何どき起こるかかわからないのと違いますか。そしたら、具体的背景もなく、不適切な公金の扱いがいつどこで起こるかかわからないでしょう。具体的な背景がないんですしたら、そういうこと自体おかしいと思いますわ。具体的背景をきっちり調査してないか、こういうことを二度と繰り返さないという努力、意志がないのか、どちらかと違いますか。それなら、具体的対策はどうするんですか。事件が起こったら、その都度職員を処

罰したり、管理職である市長や助役が減給でそのことを済ますんですか。その結果が5,100万円もの未収金を生んだんでしょう。具体的背景なしで済ませる問題なのか、もう一度お答えください。

これから、職員の協力、教育等を行う必要がないのか、具体的背景がなくてこんな事件が起こるんやったら、公金の扱い方の指導ぐらいきっちりするとか、職員のあれが足りないのと違いますか。そういう点をお願いいたしますよ。

それから、市長、やっぱり最善な努力じゃ済まないと思いますよ、これ、回収問題。先送り、幕引きの目標だけと違うんですか。大体、月に132万円ですよ、2年から3年というから、3年にしても、毎月90万ずつ入金がなかったら、回収する見込みありませんよ。これ、本当に回収できると思ってるんですか。努力目標で、最善を尽くすで市民が納得すると思ってるんですか。それほど泉南市の財政状況というのは、最善を尽くすことで済む問題なのか、その点の認識を最後にお答えください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 書類の問題は、委員会でも一定の委員長判断もいただきましたので、私どもは、やっぱり委員会に付託された案件でございますから、その意向を十分尊重したいということでございます。

それと、委員会でも御報告をいたしましたけれども、今回のこの同和更生資金の問題を含めて、調整会議の方で、これに限らず自分たちの部署においていろんな事務事業、事務作業があるということで、これらについてこういうことの二度とないように適切な事務処理を行うようにということで、厳しく訓示をいたしたところでございます。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 再三の背景の御質問でございますが、先ほどからでも言っておりますとおり、我々はやはり事務をする専念義務というのがまずございます。当然、その義務を怠ったら、処分の対象になるのは当たり前でございます。当然、この件につきましては、具体的にこうやったということの背景はございませんが、やはり職務を怠ったということがやっぱり一番大きいというのがこ

れの背景じゃないかと、かように我々は思って処分を行ったところでございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

島原君。

16番（島原正嗣君） 先ほどの助役さんの答弁で、具体的な問題は別になかったと、こういうふうな答弁をしてるんですけどね、そういう解釈でよろしいんですか。ちょっとお伺いしたいんですが、本来、地方公務員が職務を怠ったという場合は、もちろん地公法できちっと決められてるわけですね。

今回の場合は、管理職の関係に対する給与の減額処分に対する一部条例改正なんですね。これは前提はどうなんですか。地公法との関係と、今提案してあるこの条例の改正に対する、いわゆる管理職の処分と特別職の処分という場合は、本市の場合の定義について、我々一般的には、管理職というのはある意味では収入役以上、あるいは部長が入ったかどうかちょっとわかりませんが、これはどういう時点での管理職あるいは特別職という定義になっておるのか、その見解を聞かしていただきたいと思います。

今、処分をしたとおっしゃってるんですけども、何名かいろいろ御回答がありました。これは全部、今言われた関係者は、ここに書かれておるような特別職の待遇というんですか、処遇を受けてるということの理解をして間違いないのかどうかお伺いをしたい。そのことからまず答弁いただきたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一般的にいう職員については、あくまでも一般職員と、管理職であっても一般職員ということでございます。本市では、一般的に一般職員の中の管理職というのは、課長級以上を指しております。現在では部長まででございます。したがって、これは地公法に照らして行政が処分をするということで、既に11月1日付をもって処分をいたしております。

今回議案として上げさせていただいておりますのは、私自身、いわゆる特別職の処分ということで、これは一般的な処分とはまた別に、みずから処分するというところでございますので、私の場

合ですと、みずから決めて、そして議会の方にお諮りをして、可決をいただけますとそれが執行されると、こういうことになるわけでございます。

したがって、あわせて一般職の議論もいただいておりますけれども、一般職については既に11月1日付で処分をいたしております。現在は、上程させていただいておりますのは、私の処分の問題ということでございます。それと、特別職というのは、市長、助役、収入役が特別職でございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 本来、11月1日付の処分者の関係ですけれども、これは当時そういう事務にかかわっておったという方々が処分対象になっておるのかですね。どういう範囲の中で処分したのかちょっとわかりませんが、本市の懲罰委員会なり賞罰委員会の中で処理をされたと思うんですけども、これはその当時、平成6年度以降、この事業にかかわった職員の11月1日付で処分したものは、そういう解釈でいいのかわかるかな。

したがって、先ほど申し上げました地方公務員法の関係からいって、職務に忠誠を欠いたという視点からすれば、地方公務員法の第何条に値をするのかですね。そして、本市の懲罰、賞罰委員会の規則の第何条に値するのか、お伺いをしたい。

聞きたいのは、8名か7名かいらっしゃるんですけども、これは全部その期間、例えば平成6年から13年度までの間の事務管理をその人たちがしてきたと、事務を怠ったということが前提かどうか、そのことも含めて御答弁をいただきたい。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今回の法に基づく処分、これは地方公務員法の第29条第1項第2号に該当するということで賞罰審査会に審査に付したものでございます。そういう関係で地方公務員法第29条に基づいて、法に基づく処分ということで、部長級職員と次長級職員、課長級職員について減給10分の1、1カ月を行っております。

それと、1名、次長級職員については、戒告という処分でございますが、この職員につきましては、健康福祉部に所属しておりました、この同和



更生資金の関係の決裁ラインといたしますか、その関係をした職員ということで、今回課長級以上を対象として処分を行ったものでございます。

以上でございます。（島原正嗣君「結構です」と呼ぶ）

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありませんか。

和気君。

19番（和気 豊君） ただいま上程されました議案第1号に対し、反対の立場から討論いたします。

今回の市長処分の発端になったのが不正、ずさんな公的資金の貸し付け、回収業務が行われてきたことの監督責任をとってであります。このことが起こった背景は、窓口一本化で実施されてきたいわゆる部落解放同盟言いなりの不公正な同和行政が生み出した結果であることは、明らかであります。この立場で行政を続けてきた長の責任は、極めて重大であります。

ところが、行政の適正かつ厳正な事務の執行を妨げてきた背景、原因の解明は、何らなされておられません。とりわけ市長はこの回収が、府から提起された1995年以来、昨年の7月まで回収の実態を知らず、そのことによって市長として適切な指示、命令を怠った点については、到底納得できるものではありません。長としての責任は極めて重大であり、処分によって幕引きをするのではなく、今、市長が市民の声にこたえてやるべきことは、さらにこのことが起こった背景、原因についての解明であることを強く申し述べ、反対の討論といたします。

なお、処分の具体的な理由もなく処分される職員の皆さんの人権、人格を考えると、この発言をされた助役の発言の撤回も強く求めたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時2分 再開

副議長（東 重弘君） これより議長の職務をとり行います。

ただいま議長角谷英男君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（東 重弘君） 御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法117条の規定により、角谷英男君の除斥を求めます。

〔角谷英男君退場〕

副議長（東 重弘君） それでは、まず辞職願を職員より朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議長辞職願を朗読〕

副議長（東 重弘君） お諮りいたします。角谷英男君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（東 重弘君） 御異議なしと認めます。よって、角谷英男君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

角谷英男君の入場を願います。

〔角谷英男君入場〕

副議長（東 重弘君） ただいま議長の辞職を許可されました角谷英男君から、あいさつのため発言を求めていますので、これを許可します。角谷英男君。

17番（角谷英男君） 議長辞職に当たり、一言御礼とごあいさつを申し上げたいと思えます。

1年間ありがとうございました。まさに浅学非才の私ではありますが、議員各位のまさに支え、そしてアドバイス、大変な温かい御配慮のもとで1

年間ここまでやってくることができました。その中には議長経験者の本当に陰ひなたになつての適切な御指導もございました。心より感謝申し上げます。

振り返ってみますと、迷惑がスタートであったような気がいたします。私の入院で皆さん方に御心配をかけたことも事実であります。改めてお見舞いの御礼を申し上げたいと思います。

ただ、私はこの1年間、まさに能力がありませんから、全力でやろう、一生懸命やろう、緊張感の中でやろう、そして皆さんの御意見と、今何をなすべきかということを生懸命考えてやってきました。できたかどうかは、皆さんの御判断であります。

振り返ってみまして、大変私にとっては勉強になりました。これは、議員としての勉強はもちろんですが、人間としても大変な勉強になりました。今後はこの経験を生かし、人間として、また議員として、より一層泉南市のため、市民のために全力を挙げて議員活動をやっていきたいと、そのように考えております。

議長職とは一体何なのかと振り返ってみますと、まさにランナーでいいますと、マラソンランナーではなしに駅伝ランナーなんだなというふうにも思いました。自分の与えられた区間を全力を挙げて走る。そして、走り終えたらそのたすきを次のランナーに渡す。それがこの1年間ではなかったかなというふうに思います。

最後に、皆さんありがとうございました。また、市長初め理事者の皆さんにも、議長として失敗はたくさんあったと思いますが、温かく見守っていただき、御協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で皆さんに対する御礼の言葉とさせていただきます。本当に皆さん、1年間ありがとうございました。お世話になりました。

副議長（東 重弘君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることにいたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（東 重弘君） 御異議なしと認めます。よつてこの際、議長の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第1号 議長選挙についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

午後1時10分 休憩

午後2時30分 流会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会前議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会副議長 東 重 弘

大阪府泉南市議会議員 上 山 忠

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美